

# 入札説明書 (郵便入札方式)

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、「福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

なお、本件は入札書を郵送する郵便入札方式により行うものとする。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の(1)及び(2)に掲げる書類等を添付し、令和 2 年 9 月 1 0 日（木）午後 5 時までに下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第 4 号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式 1））

危機管理部原子力安全対策課長の確認を受けた提案協議書（第 5 号様式）（カタログ等を含め、確認を受けた原本）を添付すること。

なお、提案協議書は危機管理部原子力安全対策課長へ令和 2 年 9 月 3 日（木）午後 5 時までに提出し確認を受けること。

(2) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意（参考様式 2））

**※申請者の登録印により証明を行うこと。**

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 2 年 9 月 1 0 日（木）午後 5 時 福島県出納局入札用度課（仮設庁舎 2 階）

なお、申請書類は郵送を可とする。

(2) 入札書の提出期限及び送付先

令和2年9月17日(木) 午後5時必着 福島県出納局入札用度課

(3) 開札の日時及び場所

令和2年9月18日(金) 午後1時30分 福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階・入札室)

## 6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時までに郵送すること。

(2) 入札書を郵送(書留郵便に限る。)する際は、二重封筒とし、**入札書の中封筒に密封のうえ**、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように送付すること。

ア 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

イ [9月18日 開札「件名:保護具セット(一般用・消防用)計5,922組」の入札書在中]

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

## 7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

## 8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(3) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については別途通知する。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(4) 初回入札が無効(ただし、下記12の(2)~(4)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

## 9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければな

らない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に関する部分については福島県危機管理部原子力安全対策課（電話024-521-7819、ファクシミリ024-521-7969）に令和2年8月27日（木）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札書は郵送により、指定の日時まで確実に到着しなければならない。

(3) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

#### 11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

#### 12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) 記名、押印を欠く入札

(3) 金額を訂正した入札

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(5) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(6) 明らかに連合(談合)によると認められる入札

(7) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

#### 13 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とする必要がある。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

(4) 入札結果については、すみやかに入札参加者に対し電話等により連絡する。

#### 14 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

#### 15 契約の締結

(1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

#### 16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

#### 17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

## 福島県財務規則（抜粋）

### 別記 1（契約保証金の減免）

**第 229 条** 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)



の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

**第7条** 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日以内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.6%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

**第8条** 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

**第9条** 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日以内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

**第10条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

**第 11 条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.6% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

**第 12 条** 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

**第 13 条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

**第 14 条** 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。



二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

**第 15 条** この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約外の事項）

**第 16 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）

**第 17 条** 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号  
氏 名 福 島 県 印  
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

# 仕様書

## 1 目的

原子力災害時において、防災業務従事者が活動を行う際の放射性物質（微粒子）の付着及び内部被ばくを防止するため、防護服および関連消耗品を個人単位で梱包した、保護具セットを整備するものとする。

## 2 品名及び数量

保護具セット（一般用、消防用） 計5, 922組

## 3 詳細仕様

保護具セットは、原子力災害において、個人用に使用する保護具を1人分で袋梱包したものとする。保護具セットは、専用の収納箱に5組ずつ収納すること。

### ① サイズ等

- 保護具セットは、縦40cm×横30cm×厚さ6cm以下であること  
(空気を抜くなどし、規定のサイズに収まるようにすること)

- 収納箱は、保護具セットを5組横向きに収納した状態で、縦31cm×横41cm×高さ30cm程度の大きさとする

### ② 表示（詳細については、別紙1に示す）

- 保護具セット表面に「品名・サイズ」「装着手順」「推奨使用期限」「注意書き」を、裏面に「内容物」を記載すること

- 収納箱側面全て（4面）に「品名・サイズ」「推奨使用期限」「注意書き」を記載すること

### ③ 内容物（各仕様は別紙2に示す）

ア 不織布製防護服 一般用1着、消防用1着

イ 綿手袋 一般用1双、消防用1双

ウ ゴム手袋 一般用1双、消防用2双

エ 綿靴下 一般用1足、消防用1足

オ 短靴カバー 一般用1足、消防用1足

カ 長靴カバー 一般用1足、消防用1足

キ 雨天用防護服（アノラック） 一般用1着、消防用1着

ク 紙帽子 一般用1個、消防用1個

ケ サージカルマスク 一般用1個、消防用1個

### ④ 保証 納入検収後、1年間は無償保証期間とする。ただし、メーカー標準が定めた保証期間が1年以上の場合はそれを適用する

## 4 サイズ及び数量

- サイズは、不織布製防護服と雨天用防護服（アノラック）のサイズとする

| サイズ名 | 身長 (cm) | 胸囲 (cm) |
|------|---------|---------|
| M    | 160～175 | 92～100  |
| L    | 165～180 | 100～108 |
| 2L   | 170～185 | 108～116 |

※各サイズに示した胸囲及び身長の数値幅の過半を満たしていること

・調達数量

| サイズ名 | 一般用                | 消防用              | 計                  |
|------|--------------------|------------------|--------------------|
| M    | 1300 組<br>(260 箱)  | 150 組<br>(30 箱)  | 1450 組<br>(290 箱)  |
| L    | 2702 組<br>(544 箱)  | 330 組<br>(66 箱)  | 3032 組<br>(610 箱)  |
| 2 L  | 1290 組<br>(258 箱)  | 150 組<br>(30 箱)  | 1440 組<br>(288 箱)  |
| 合計   | 5292 組<br>(1062 箱) | 630 組<br>(126 箱) | 5922 組<br>(1188 箱) |

※ 5 組 1 箱とし、5 組に満たない場合も 1 箱とする。

5 納入期限

令和 3 年 3 月 2 9 日 (月)

6 納入場所

福島県危機管理部原子力安全対策課ほか計 2 5 か所

※原子力安全対策課（福島県福島市杉妻町 2 - 1 6 福島県庁北庁舎 3 階）で検収を受けた後、別紙 3 の場所に指定の数量を納入すること。

7 その他

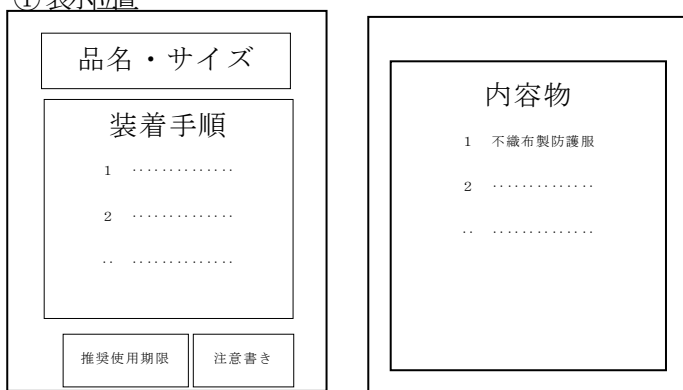
箱の外側（側面 4 面全て）に下図の表示を行うこと。

令和 2 年度 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金による整備  
令和〇〇年〇〇月納入（納入月を記入）

## 別紙1

### 1 保護具セットの表示

#### ① 表示位置



表面

裏面

#### ② 表示内容

##### ア 品名・サイズ

- ・品名と内容物のサイズが容易に判読できるように大きく表示すること

例「保護具セット（一般用） 2L」

##### イ 装着手順

- ・別記のとおり

##### ウ 推奨使用期限

- ・「推奨使用期限（西暦）年、月」で表示すること。

##### エ 注意書き

- ・「抜取検査で問題無い場合は、推奨使用期限を超えて使用可能。ただし、3年を限度とし、1年に1回点検を行うこと。」を表示すること
- ・任意位置で可とする

##### オ 内容物

- ・仕様書「3詳細仕様③内容物」と同じとする

#### ③ 表示方法

- ・直接印刷又は、シール等を使用すること

### 2 収納箱の表示

#### ① 表示位置

- ・収納箱側面全て（4面）に表示すること



表示例

#### ② 表示内容

- ・「装着手順」、「内容物」を除き、保護具セットと同内容とする

#### ③ 表示方法

- ・直接印刷又は、シール等を使用すること

## 別紙 2

### 1 不織布製防護服

仕様書で指定のないものについては、JIS T 8115 (2010) 浮遊個体粉じん防護用密閉服 (タイプ5) の規格を満たすこと。

#### ① 生地材料

ポリエチレンまたはポリプロピレンとし、下表の試験結果を満たすこと。

また、試験結果については、工業標準化法に基づく試験所登録制度による、JNL A 登録事業者 (繊維分野) が実施した試験結果によるものとする。

| 項目                        |   | 試験結果   | 試験方法                  |
|---------------------------|---|--------|-----------------------|
| 引張強さ (N)                  | 縦 | 50 以上  | JIS T 8115            |
|                           | 横 | 35 以上  |                       |
| 引裂強さ (N)                  | 縦 | 15 以上  | JIS T 8115            |
|                           | 横 | 30 以上  |                       |
| 耐水度 (mm)                  |   | 80 以上  | JIS L 1092 A 法 (低水圧法) |
| 透湿度 (g/m <sup>2</sup> ・h) |   | 220 以上 | JIS L 1099 A-1 法      |

#### ② 形状

- ・頭部を保護できるフードつなぎ服タイプとすること
- ・フード縁、袖口及び足首部は収縮性 (ゴム等) があり、装着時に完全に密着するものであること
- ・前面にファスナー (ファスナーカバー付き) を設け、ファスナーを利用した防護服の脱着が可能であること
- ・帯電防止加工又は静電気防止加工が施してあること

### 2 綿手袋

- ・綿 100%

### 3 ゴム手袋

- ・天然ゴム製
- ・薄手
- ・滑り止め加工付
- ・L 寸またはサイズ 8.5

### 4 綿靴下

- ・綿 100%

### 5 短靴カバー

- ・酢酸ビニル製またはポリエチレン製
- ・ゴムなどで固定する機能を有し、容易に脱げないこと

### 6 長靴カバー

- ・酢酸ビニル製またはポリエチレン製
- ・ゴムなどで固定する機能を有し、容易に脱げないこと

7 雨天用防護服（アノラック）

- ・主たる材料：酢酸ビニル
- ・フード付、上下分割タイプ
- ・黄色
- ・袖口及び足首部はゴム入り（しぼり付き）であること

8 紙帽子

- ・ヘルメット等の内側に取り付けて使用できること

9 サージカルマスク

- ・不織布製
- ・3層構造であること

「装着手順」の記載内容

装 着 手 順

- 1 綿靴下を履き、ズボン（作業服等）の裾は、綿靴下の中に入れる。
- 2 電子式個人線量計を作業服の胸ポケット等に装着する。
- 3 不織布製防護服を着る。
- 4 ゴム長靴を履き、不織布製防護服の裾は、長靴の上に被せる。  
不織布製防護服と長靴の境目をマスキングテープ等でしっかりとシールする。シールする際は、膝を曲げた状態で行うなど、適当なゆとりを持たせる（補助者が行うと作業しやすい）。
- 5 紙帽子を被る。  
綿手袋をはめ、その上にゴム手袋をはめる。ゴム手袋は、不織布製防護服の袖口の上に被せる。
- 6 不織布製防護服とゴム手袋の境目をマスキングテープ等でしっかりとシールする。シールする際は、肘を曲げた状態で行うなど、適当なゆとりを持たせる（補助者が行うと作業しやすい）。
- 7 半面マスクを装着する。
- 8 （ヘルメットを装着する場合）ヘルメットを被る。
- 9 （ヘルメットを装着する場合）不織布製防護服のフードをヘルメットの上から被り、（ヘルメットを装着しない場合）不織布製防護服のフードを紙帽子の上から被り、顔面の露出部がなるべく少なくなるよう、不織布製防護服のフードを閉める。

## 保護具セット(一般用、消防用)、団体別納品先及び納入数

## ○一般用

| 団体名                    | 納入先                     |                | 納入数(組数) |       |       |       | 納入数(箱数) |     |     |      |
|------------------------|-------------------------|----------------|---------|-------|-------|-------|---------|-----|-----|------|
|                        |                         |                | M       | L     | 2L    | 計     | M       | L   | 2L  | 計    |
| 福島県原子力安全対策課            | 福島県福島市西中央3-74-1         | 日本通運株式会社福島中央1号 | 330     | 667   | 330   | 1,327 | 66      | 134 | 66  | 266  |
| 広野町                    | 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35番地  | 広野町役場          | 15      | 30    | 15    | 60    | 3       | 6   | 3   | 12   |
| 檜葉町                    | 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の5  | 檜葉町公民館         | 20      | 50    | 20    | 90    | 4       | 10  | 4   | 18   |
| 富岡町                    | 福島県双葉郡富岡町小浜481番地        | 富岡町防災倉庫        | 30      | 60    | 30    | 120   | 6       | 12  | 6   | 24   |
| 大熊町                    | 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717   | 防災棟            | 20      | 50    | 20    | 90    | 4       | 10  | 4   | 18   |
| 双葉町                    | 福島県いわき市泉町黒須野字早稲田92番13   | 双葉町役場 泉倉庫      | 20      | 50    | 20    | 90    | 4       | 10  | 4   | 18   |
| 浪江町                    | 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2 | 浪江町役場本庁舎       | 50      | 110   | 50    | 210   | 10      | 22  | 10  | 42   |
| 南相馬市                   | 福島県南相馬市原町区二見町二丁目80番の2   | 東ヶ丘公園備蓄倉庫      | 120     | 255   | 120   | 495   | 24      | 51  | 24  | 99   |
| いわき市                   | 福島県いわき市小名浜花畑町15の1       | 小名浜支所          | 40      | 139   | 40    | 219   | 8       | 28  | 8   | 44   |
|                        | 福島県いわき市錦町大島1            | 勿来支所           | 35      | 42    | 25    | 102   | 7       | 9   | 5   | 21   |
|                        | 福島県いわき市常磐湯本町吹谷76の1      | 常磐支所           | 85      | 166   | 85    | 336   | 17      | 34  | 17  | 68   |
|                        | 福島県いわき市内郷綴町榎下46の2       | 内郷支所           | 110     | 224   | 110   | 444   | 22      | 45  | 22  | 89   |
|                        | 福島県いわき市四倉町字西四丁目11の3     | 四倉支所           | 35      | 51    | 35    | 121   | 7       | 11  | 7   | 25   |
|                        | 福島県いわき市小川町高萩字下川原15の6    | 小川支所           | 150     | 293   | 150   | 593   | 30      | 59  | 30  | 119  |
|                        | 福島県いわき市好間町中好間字中川原29の1   | 好間支所           | 5       | 10    | 5     | 20    | 1       | 2   | 1   | 4    |
| 福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内114の1 | 三和支所                    | 80             | 170     | 80    | 330   | 16    | 34      | 16  | 66  |      |
| 田村市                    | 福島県田村市常葉町山根字鹿島14        | 旧山根小学校         | 95      | 200   | 95    | 390   | 19      | 40  | 19  | 78   |
| 川俣町                    | 福島県伊達郡川俣町字五百田30         | 川俣町防災倉庫        | 30      | 60    | 30    | 120   | 6       | 12  | 6   | 24   |
| 飯館村                    | 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1  | 飯館村役場          | 15      | 30    | 15    | 60    | 3       | 6   | 3   | 12   |
| 葛尾村                    | 福島県双葉郡葛尾村大字落合16番地       | 葛尾村役場          | 5       | 20    | 5     | 30    | 1       | 4   | 1   | 6    |
| 川内村                    | 福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平15番地  | 川内村防災備蓄倉庫      | 10      | 25    | 10    | 45    | 2       | 5   | 2   | 9    |
| 計                      |                         |                | 1,300   | 2,702 | 1,290 | 5,292 | 260     | 544 | 258 | 1062 |

## ○消防用

| 団体名          | 納入先                  |                | 納入数(組数) |     |     |     | 納入数(箱数) |    |    |     |
|--------------|----------------------|----------------|---------|-----|-----|-----|---------|----|----|-----|
|              |                      |                | M       | L   | 2L  | 計   | M       | L  | 2L | 計   |
| いわき市消防本部     | 福島県いわき市平字正内町22番地     | いわき市消防本部       | 50      | 110 | 50  | 210 | 10      | 22 | 10 | 42  |
| 相馬地方広域消防本部   | 福島県南相馬市原町区高見町1丁目272  | 相馬地方広域消防本部     | 20      | 50  | 20  | 90  | 4       | 10 | 4  | 18  |
| 伊達地方消防組合消防本部 | 福島県伊達市保原町大泉字大地内93番地1 | 伊達地方消防組合消防本部   | 20      | 50  | 20  | 90  | 4       | 10 | 4  | 18  |
| 郡山地方広域消防組合   | 福島県郡山市堂前町5番16号       | 郡山地方広域消防組合消防本部 | 60      | 120 | 60  | 240 | 12      | 24 | 12 | 48  |
| 計            |                      |                | 150     | 330 | 150 | 630 | 30      | 66 | 30 | 126 |